

平成 28 年度第 1 回 国立市保健センター運営審議会 会議録

日 時

平成 28 年 5 月 26 日（木） 午後 1 時 15 分から 2 時 30 分まで

場 所

国立市役所 3 階 第 5 会議室

出席者

委員 9 名

（出席：浅倉委員、佐藤委員、鎗木委員、辛島委員、樋口委員、清水委員）

（欠席：大石委員、高橋委員、坂井委員）

事務局 5 名

（藤崎健康福祉部長、堀江予防・健康担当課長、橋本予防推進係長、坂本保健事業係長、
前田保健事業係主査、児玉保健事業係主任）

議 題

- （1）会長の選出について
- （2）副会長の選出について
- （3）平成 28 年度国立市保健センター事業計画について
- （4）その他

堀江課長：平成 28 年度 第 1 回 国立市保健センター運営審議会をはじめさせていただきます。本日はお忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。前回の第 17 期国立市保健センター運営審議会委員の任期が今年の 4 月 30 日で満了となっていますのでまだ会長が決まっていないので委員の皆様への開催通知は市長より差し上げております。まず初めに佐藤市長より各委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきますので交付の際は市長が席に参りますので皆様自席にてお立ちいただければと思います。

佐藤市長：それでは委嘱状を交付させていただきます。

委嘱状 浅倉様 国立市保健センター運営審議会委員を委嘱します。

委嘱期間は平成 28 年 5 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日まで

平成 28 年 5 月 1 日 国立市市長 佐藤一夫 よろしく願い申し上げます。

委嘱状 佐藤様 内容は以下同文にさせていただきます。

平成 28 年 5 月 1 日 国立市市長 佐藤一夫 よろしく願い申し上げます。

委嘱状 鎗木様 内容は以下同文にさせていただきます。

平成 28 年 5 月 1 日 国立市市長 佐藤一夫 よろしく願い申し上げます。

委嘱状 辛島様 内容は以下同文にさせていただきます。

平成 28 年 5 月 1 日 国立市市長 佐藤一夫 よろしく願い申し上げます。

委嘱状 樋口様 内容は以下同文にさせていただきます。

平成 28 年 5 月 1 日 国立市市長 佐藤一夫 よろしく願い申し上げます。

委嘱状 清水様 内容は以下同文にさせていただきます。

平成 28 年 5 月 1 日 国立市市長 佐藤一夫 よろしく願い申し上げます。

堀江課長：委員の方への委嘱が終わりましたので佐藤市長よりご挨拶をいただきたいと思
います。

佐藤市長：挨拶というよりも本当にお忙しいさなかお越しいただきありがとうございます。
そして保健センター運営審議会という大切なお仕事をお引き受けいただきまし
てありがとうございます。昭和で言いますと 48 年 50 年以降第一次オイルショ
ックと第二次オイルショックがありまして、経済的豊かさから心の豊かさへ移
行する提案をなさって以来、バブルの崩壊あるいはリーマンショックをあけて
しばらく景気の低迷が続いて今日になっているわけですが、また再度健康に
大きな注目が集まっております。ご案内のように平均寿命は延びるということ
でございますが中々健康寿命の方は伸びにくいあるいは健康寿命と共に我々行
政も大きな課題を背負わされております。少子社会という言葉が片方にはござ
います。数十年ぶりに少しあがったと 1.46%合計特殊出生率が、わずかではご
ざいますが、国立は相変わらず低迷しております。我々にとって子供を生んで
いただける女性への生活環境あるいは育児への環境整備をどうしていくかとい
うことも大きな課題として未来にのしかかっております。もろもろ超高齢社会
もあります。しかしその背景にはあいまって地域社会の希薄化というのが横た
わっておりまして、ただ単純に健康という概念でとられることのみならず地域
社会というものも視野に入れながら我々は行政を進めていかなければいけな
かなという風に思っております。皆さん賢人のご意見を賜り国立市政の中で健
康、保健あるいは衛生ということをどう考えていくかについて行政に貴重なご
進言を賜ればこれほどありがたいことはございません。我々はそれをいかに政
策ベースに載せて市民の皆様には今日は政策を具現化してそういうことをどう享
受して提供していくかが与えられた使命でございますので皆様方にご協力とご
指導を重ねてお願いし挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。

堀江課長：佐藤市長ありがとうございました。市長は次の公務がございますのでここで退
席いたします。

佐藤市長：恐縮でございます。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

堀江課長：今日は出席委員の方々が半数を超えていますので、第 1 回の保健センター運営
審議会ということで改めて開催させていただきます。まず、会長、副会長が選
出されておられませんので議題・・・まず資料の確認をさせていただきます。お

手元の資料 1 枚目、平成 28 年度第 1 回国立市保健センター運営審議会次第、2 枚目が国立市保健センター運営審議会委員名簿（第 18 期）、3 枚目が右上に保健センター運営審議会資料No.1 国立市保健センター条例、4 番目が保健センター運営審議会資料No.2 国立市保健センター運営審議会規則、5 番目が保健センター運営審議会資料No.3 平成 28 年度国立市保健センター事業計画、これはホチキス止めのものです。最後にこれは冊子のものですが、第 2 次国立市健康増進計画、黄色い表紙のホチキス止めのものがお手元にお配りしていると思います。資料等の不足はございませんでしょうか？それではこちらの次第に沿って進めさせていただきます。まず(1)会長の選出についてということになります。その前に皆さん初めての顔合わせということになりますので議題に入る前に自己紹介を先にさせていただきたいと思います。浅倉委員から順番によろしいでしょうか？

浅倉委員：医師会から参りました浅倉と申します。普段は国立南口診療所で総合診療をやっています。また働く親御さんたちに少しでもお手伝いができるように幼児保育室も併設してやっております。市民の皆さんに少しでもお役に立てるように就任しております。この会が何期なのか分かりませんが、長くやっております。市民の皆様の健康と疾病予防少しでもお役に立てるように参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

佐藤委員：国立市歯科医師会の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。前任の中里先生から引継ぐかたちでこちらの会に参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

鎗木委員：薬剤師会の鎗木です。よろしくお願いいたします。私は 2 期目ですがまだよくわからないところがあります。保健センターによりよいお手伝いできればと思います。よろしくお願いいたします。

辛島委員：日野市にあります実践女子大学で教員をしております辛島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私は元々病院で管理栄養士として勤務していた経験がありまして、現在は管理栄養士を目指す学生の教育に携わっております。何かお役に立てればと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

樋口委員：一般市民委員の樋口と申します。国立市に住んでかれこれ 45 年になります。子育てのころは PTA をうんとやりそれから生協の活動をやり今は夫も亡くなりまして趣味のこととか、はて自分が今までやってこなかったのは国立市の分野だなと思いまして、このところ国立市の活動、事業、企画に興味を持ち始めまして、私も 73 歳でしてやつのところで拾っていただきましてありがたく思っております。一生懸命務めさせていただきたいと思います。

清水委員：一般市民の清水と申します。子供が中学生と小学生で国立市内で子育てしております。第 2 子は国立市で子供を生みまして保健センターで色々お世話になってきています。子育て中ということで意見を言えたらと思いまして私も健康については 40 代に入りまして興味を持ち始めましたので立候補させていただきました。よろしくお願いいたします。

堀江課長：ありがとうございました。本日委員になられた方で欠席の委員の方がいらっしゃいます。3名の方なのですが、多摩立川保健所の職員大石委員、それから学識経験者の高橋委員、公募市民の坂井委員の3名の方がご欠席ですのご報告をさせていただきます。それでは議題の（1）会長の選出についてに入らせていただきます。国立市の保健センター運営審議会規則では互選により選出となっておりますので皆様のご意見を賜りたいと思います。自薦または推薦される他薦ということで、もしご意見あればおっしゃっていただければと思いますが、どなたかご意見ございますでしょうか。自薦でもかまいませんので。

佐藤委員：今年度から初めて参加させていただくことになりまして、運営審議会のことはわからない点が多々ありますので、この中で医師会の浅倉先生が続けて委員をされているということなので浅倉先生に会長をやっていただくということはいかがでしょうか？

堀江課長：今、浅倉先生に会長をというご意見ございましたがよろしければ皆様拍手をしていただければと思いますが。ありがとうございます。それでは浅倉委員を会長ということで選出をいたしました。それでは新会長ということでご挨拶をいただければと思います。

浅倉会長：この会が住民の皆様に健康に役立つような提言ができればありがたいなと思います。皆様方の積極的なご意見をお願いして会長職を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

堀江課長：ありがとうございます。それでは新会長が選出されましたので議事進行につきましては浅倉会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

浅倉会長：そうしましたら議題（2）副会長の選出ですが、副会長も皆さんの推薦なり自薦で選出されるようですから、どなたかご意見ございますでしょうか？なければ私のほうからよろしいでしょうか？前の会では歯科医師会の中里先生が副会長をやっていただいたものですからできれば佐藤先生に副会長をやっていただけたらと思います。みなさんいかがでしょうか？よろしくお願いいたします。それでは議題（3）平成28年度国立市保健センター事業計画について事務局のほうからご説明をお願いします。

堀江課長：事業の説明に入る前に事務局職員の紹介ということをお願いできればと思いますので。

藤崎部長：今日はお忙しい中ありがとうございます。これから2年間よろしくお願いいたします。健康福祉部長の藤崎と申します。委員名簿がお手元にあると思います。その下のほうに事務局職員の名前もありますのでそれを見ながらご紹介させていただければと思います。改めまして健康福祉部部長藤崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それから先ほど司会をしておりました、健康増進課予防健康担当課長の堀江でございます。（堀江です。よろしくお願いいたします。）続きまして予防推進係長の橋本でございます。（橋本です。よろしくお願いいたします。）続きまして保健事業係長の坂本でございます。（坂本でございます。よろしくお願いいたします。）その下の保健事業係主査の飛田でござ

いますが今日はほかの業務により欠席させていただいております。よろしくお願いいたします。それから保健事業係主査の前田でございます。（前田です。よろしくお願いいたします。）続きましてこの運協の直接の担当になります児玉でございます。（児玉と申します。よろしくお願いいたします）このような体制で務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

堀江課長：それでは国立市保健センター事業計画の前に始めての委員の方もいらっしゃいますので国立市保健センター条例それから国立市保健センター運営審議会規則について事前にご説明をさせていただきたいと思います。まず資料No.ですがお手元の運営審議会資料No.1 国立市保健センター条例、そちらをご説明させていただきます。その中でこちら第 1 条国立市保健センター設置の根拠法令それから所在地というところを定めております。この中では市民の健康の保持および増進を図るため地域保健法に基づき国立市富士見台 3 丁目 16 番地の 5 に設置するということになっております。それから第 2 条は保健センターで実施する事業 5 項目を定めております。

- (1) 健康管理のための検査及び指導に関すること。
- (2) 健康相談、保健衛生の指導及び教育に関すること。
- (3) 防疫に関すること。
- (4) 救急医療に関すること。
- (5) その他保健衛生に関すること。

となっております。次に第 3 条では保健センターの利用にあたっての使用料及び手数料について定めてございます。こちらはめくっていただきますと 3 ページ目になりますが、別表というところに、歯科処理料それから手数料ということでそれぞれ定めてございます。乳幼児の方のフッ素塗布を保健センターの方で行っておりますので、ちょうどここで 3 月で条例改正いたしまして、それまでは 1 歯 100 円だったんですが 1 口腔につきまして上と下の歯すべてやっても 500 円ということで金額を条例改正しております。1 ページにお戻りいたしまして第 4 条ではこの保健センターの運営審議会について定めてございます。運営審議会は 11 人以内の委員をもって組織し委員は市長が委嘱することになっていきます。委員の構成につきましては一般社団法人国立市医師会会員 2 人以内、一般社団法人国立市歯科医師会会員 2 人以内、一般社団法人国立市薬剤師会会員 1 人、東京都多摩立川保健所職員 1 人、学識経験者 2 人、市民 3 人以内の 11 人の構成となっております。任期は 2 年となります。それから次の第 5 条こちらでは保健センターの維持管理及び運営に関する事務を行うため必要な職員を置く。となっております。それから第 6 条は委任規定でございます。以上が条例の主な内容でございます。続きまして保健センター運営審議会資料No.2 のご説明をさせていただきます。こちらでは第 1 条では規則の趣旨についてですが国立市保健センター条例第 4 条の規定に基づき保健センター運営審議会の運営について必要な事項を定めるとしてあります。第 2 条では役員について運営審議会に会

長及び副会長を一人おいて委員の互選任により定めるとしています。会長は運営審議会を代表し会を統括します。また副会長は会長を補佐し会長に事故があるときはその職を代理することになっています。次の第 3 条ですがこちらは会議について、運営審議会になりますが必要に応じて会長が召集しその議長を努めると定めております。運営審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできません。また運営審議会の議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところとなっております。それから所掌事項が第 4 条となりますがこちらでは運営審議会が調査し審議する所掌事項 4 項目を定めてございます。

- (1) 国立市保健センターの年間事業計画に関すること
- (2) 国立市保健センターの運営に関すること
- (3) 母子保健事業及び成人保健事業に関すること
- (4) その他必要と認めること。

というような内容になっています。それから次の第 5 条は庶務ということで運営審議会の庶務は健康福祉部健康増進課で行うことを定めております。健康増進課は今は本庁にも国民健康保険係、後期高齢者医療係というところがあるんですが、保健センターには保健事業係と予防推進係の 2 係がございます。それから最後が第 6 条委任ということで以上が主な内容でございます。補足ではないんですが、この運営審議会の中で今年の 4 月 1 日に施行されました国立市付属機関等の設置及び運営に関する要綱というのが今日資料でお作りしていないんですがその要綱ができてそちらの規定に基づきまして国立市保健センター運営審議会の会議は公開となります。それから委員の皆様の氏名それから任期選出区分と審議会の要約した会議録、そちらにつきましても市のホームページで原則公表ということになります。そこはご承知おきいただきたいと思います。それから会議の開催時間ですがこれまでの従前の取り決めといいますかそういった流れの中で基本的には平日の午後 1 時 15 分から 2 時 30 分までの間ということで開催したいと考えています。以上こちらの保健センター条例それから運営審議会規則ということで説明を終わりたいと思います。

浅倉会長：事業計画のほうも。

堀江課長：事業計画につきましてはそれぞれの担当から。もう一つお願い事項がございますので委員の皆様に先ほどこちと言いましたように会議録の作成がございますので録音をさせて頂きたいということと、ご発言される際に挙手いただきましてご自身の名前をおっしゃっていただきたいというところがございます。まず条例規則等のところでご質問等がございましたら。

浅倉会長：どなたかございますか？

樋口委員：第 5 条の運営審議会の庶務は・・・No2 の資料のところですか。庶務は健康福祉部健康増進課において処理する。というこの書き方が納得いかないんですが。庶務とはどういうことですか？

堀江課長：庶務というのは開催のご案内を差し上げたりとか資料作成をしたりとか主にそ

ういった事務的なところが中心になってくるところでございます。

樋口委員：処理するって言うのが乱暴な言い方。

堀江課長：そうですね確かに非常に堅苦しい表現ということがございますが、ただ色々これは情報管理課というところがありまして法制担当とかそういった役所言葉ってあまりよくないんですがある取り決めがございますってこういう表現にするというような行政的な取り決めがございますってですね、どうしてもこのような表現に。本当は分かりやすくしたいというのはあるんですけど、どうしてもそういう制約がございますってこのような表現になってしまっている。ご理解賜れば。

浅倉会長：よろしいでしょうか？ほかには？なければ先に進ませていただきます。事業計画のほうよろしくお願いします。

堀江課長：では事業計画につきましては非常にたくさんの、事前に配布させていただいてますが、それぞれ主だったところについて担当係長のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

坂本係長：それでは運営審議会資料No.3 でございます。大きいところで母子保健事業と予防接種事業、結核予防事業、それから健康増進法に基づく保健事業、がん検診事業、休日診療事業、以下項目がございますが、大きくそういうところで事業が市役所の中の他の部署に比べてかなり多く抱えているというところでございます。主だったところでそれぞれの担当のほうにご説明させていただきたいと思っております。その上でご質問等ございましたらいただければと思います。よろしくお願いいたします。

前田主査：保健事業係主査の前田と申します。母子保健事業について新たな取り組みをしているところについて簡単にご説明させていただきます。資料No.3 1 ページのところの母子保健事業なんですが（1）母親学級・両親学級という風に記載がございます。これは新しく赤ちゃんを迎えられるご両親、祖父母の方も対象 OK にしているんですが、そこに開催している事業名としてウェルカム赤ちゃん教室という風にしているんですが、そちらについては通常こちらにあります 4 日間コースということで実施を従来からしておりましたが、昨今共働き世帯も増えておりますので、今年度から新たに土曜日の開催日を設けさせていただいてまして、通常ですと 4 日間コースなんですが少し主だったところを中心に凝縮させていただいて半日コースというのを別で設けさせていただいて、今年度から初めてですので試行的に年 6 回の開催を予定しております。できるだけ沢山のご両親に出席していただきたいという意向でそういった取り組みをさせていただいております。またこちらにつきましては今年から始まった事業ですので多方面色々通知させていただいた中でまた参加人数等を見て出席状況を見て平成 29 年度以降の実施について検討していく方向でございます。あと、最後のほうに飛ぶんですが、8 ページ以降ですが、がん検診事業を従来から実施しております。こちらに関する新たな取り組みとしては平成 26 年度までは各種がん検診の受診案内を特定健診、付加健診、成人歯科健診と一緒に全て一括して同封し

て送付していたんですが、市民の側から見ると一つの封筒に非常に沢山の種類の資料が同封して分かりづらいということもありましたので平成 27 年度からはがん検診の案内については別で送付をするということにさせていただいて、乳がん・大腸がん検診については申し込み用のハガキも同封させていただいております。また、がん検診特集号のリーフレットを別で市報に折り込む形で全戸配布をする取り組みも行っております。がん検診の実施内容とかがんの予防法、対象者など、検診申し込み用のハガキを印刷したりリーフレットなどを市報に折り込む、全戸配布をするというかたちでこちらも広く周知するようにさせていただいております。印刷するハガキについては、大腸がん用・乳がん用の申し込みハガキの 2 種類を印刷してそのまま切り取れば使用できるようにして子宮がん検診については本人が医療機関に直接申し込みできるような制度にしておりますので市へ直接申し込みをする必要がないような形でできるだけ手続きを簡素化させていただいております。後はがん検診の定員についてですが、今まで施設で実施しているがん検診につきましては受け入れ枠というのがありましたけれども、今まで受診の定員の上限がある、胃がん検診と肺がん検診については定員を拡大させていただいております平成 26 年度 27 年度と比べましても 150 人以上前年度と比べて受診者というのも増えている状況でございます。また、がん検診そのものの申し込み方法につきましても今まではハガキか窓口でのご来所という形でしたけれども平成 28 年の 1 月から FAX とホームページからも申し込みできるようにさせていただいております、市報のほうにも毎月掲載させていただいているんですが、QR コードを掲載させていただいてそちらにアクセスしていただいてそれぞれお持ちの携帯であるとかスマートフォンとかそういった端末から申し込みできるような形にさせていただいております。詳しい数字についてはまたご報告させていただく機会があると思いますが、現在までのところ毎月 100 名以上の方がお申し込みしていただいているようなんですが、約半数近くの方はこういったメールとかホームページからの申し込みということで業務担当のほうから聞いてます。主だったものは以上です。

坂本係長：私のほうから 1 点、ページ戻りまして、5 ページになります。(28) 特定不妊治療費助成事業ということで、平成 28 年度新規事業ということになっております。こちらにつきまして現在不妊に悩んでいるご夫婦が治療につきましては医療保険が適用されていないというところで高額の治療費がかかっていることから東京都につきまして既に助成を行っているところですが、ここで国立市として東京都の助成に上乗せをする形で治療費の一部を助成するというところで事業を開始したところでございます。東京都の助成が、治療のステージによって助成の上限が変わってくるんですが、一番助成額の高いところで言いますと現在 25 万円というところがございます。この 25 万円の方々につきましては市のほうでそれプラス 5 万円という形で助成をさせていただくことにいたしております。実はこの 28 年度から新規事業と言うことで市報をご覧になった方もいらっしゃるかもしれませんが 4 月 20 日号一面トップでこのご案内を差し上げている

ところでございます。後は市のホームページ等で周知をさせていただいてます。現在のところ実際に申請された方は1名というところでございます。想定としては東京都の医療費助成に上乗せをするということで、東京都に昨年調査をいたしまして大体170名程度東京都のほうに特定不妊治療の医療費の助成をされた方がいるということで、その上乗せと言うことで市のほうにも申請が来るのではないかとということで想定をしております。後、近隣26市の状況でございますがこれも昨年調査をいたしまして、ちょっと情報が古いかもしれませんが平成27年11月の時点でございます。この東京都の事業の上乗せということでやっている自治体が多摩地区で6市と1町ということで平成28年度から実施する予定だということでは国立以外はなかったということで調査をしているところでございます。また今後経済的負担というものはかなり大きなものかと考えております。引き続き周知等も含めて事業を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

橋本係長：予防推進の方もよろしいでしょうか？予防推進係長の橋本と申します。よろしくをお願いします。私のほうからは7ページの(7) 国立市国保毎年健診・国立市毎年健康診査（付加健診）・成人歯科健康診査というところ、(8) 特定保健指導というところで7ページに書いてありますことを少し説明させていただければと思います。こちらのほうは高齢者の医療に関する法律ということでそれに基づいた特定健診・特定保健指導ということで国の定められた健診とその後の保健指導とございますがそちらの国立市版ということで国保毎年健診というネーミングにして行っております。しかし国保の方だけではなく社保の方も、社会保険の保険者さん、国で定められている本当に基本的な項目しかやってらっしゃらないところも多数ございますので国立市独自プラスアルファしている部分は付加健診というような名目でやっていただけるような道を開いております。例えば血液検査で言えばクレアチニンでありますとか、レントゲンでいいます胸部の写真ですね、そういったものとかを国立市独自の付加健診ということで追加して行っております。後は保険に加入されていない生活保護をお受けになられている方にも健診を受けていただきたく国立市毎年健診という名称で、こちらのほうは受給者の方で希望される方に対してお送りしているという形です。成人歯科健康診査につきましては健康増進法という法律に基づきまして歯科健診を行っております。40歳以上の方を対象としまして上限なく行っております。この制度が始まる前は皆さんよくお誕生月健診と言われていたんですが4月生まれの方は4月に健診をしてとか、と言うような形で年間を通して行っていた、成人基本健康診査というのがございました。そちらの方の中身は踏襲いたしまして、法律が変わりましたのでこのような形で行っているというしだいです。ご存知の通りメタボリックシンドロームに対して対策を立ててやっていくということで国を挙げてやっているわけですが、対象者になられた方に対して特定保健指導ということで(8)に書いてありますが保健指導が必要となった方に対しては個別相談或いは運動の方、栄養の方の指導ということで行っております。

後、9 ページ 12 健康増進計画推進会議の運営と言うふうに書いてございます。後ほどご説明させて頂きたいと思いますが、第 2 次国立市健康増進計画というのが出来上がりましてそちらの方の推進と評価ということで庁内の組織として協議していくものでございます。13 のいきいき地域保健師活動事業というようなことも予防推進係の方が事務局になりまして行っているところでございます。地域におけるヘルスアップと書いてございますがポピュレーションアプローチと言いますか、健康づくりのための啓発活動を中心とした、地域に根付いた活動ということで地域保健師活動事業を行っています。あとまた別にハイリスクの方を対象にした個別のアプローチなんですけど GO! 5! (ゴーゴー) 健康大作戦という肥満対策の事業も実施しております。そういったことが 10 ページの (1) (2) に書いてございますのでご覧になっていただければと思います。主だったところは以上でございます。

浅倉会長：今事業計画について説明がありましたが、どなたか質問・提言等ございますか？

樋口委員：インセンティブって何のことでしたっけ？

橋本係長：インセンティブと言いますのはこれと呼び水として参加していただいて動機付けのためにこちらのほうにお誘いしていき、めでたくそれが目的が叶いましたら差し上げたりと言うところで何か物品を決めまして或いは色んなやり方が全国あるんですが、うちの場合は T シャツと言うところでご用意させていただいているんですけど、減量の方が目的を達成できましたらオリジナル T シャツのほうを進呈するというような形で差し上げています。

樋口委員：横文字が多くて、インターネットとか一日何回もネットで調べるんですけど・・・やむを得ないですね。

浅倉会長：ほかに何か？私のほうから、がん検診の件ですけど応募方法が変わったので、去年増えたのは応募方法を変えたから増えたということですか？

堀江課長：事務局のほうで答えさせていただきますが、応募方法は先ほど前田主査からも説明をさせていただきましたが、確かにホームページそれから FAX それから QR コードを市報に印刷したというのが今年の 1 月から初めて行っていますので、ただ今応募の割合がかなりそちらで申し込みされる方がかなり増えてきているということがございますので、ただトータルの年間を通した、年度末に方法を変えましたのでまだ集計上、年間平成 27 年の 4 月から今年の 3 月までの間の総数のところの比較がまだできておりませんのでちょうど今そこのとりまとめを行っておりますので、もしかしたら若干その 3 ヶ月間くらいの応募方法を更に多様化していますので、もしかしたら増えていると事務局としても期待しているところなんです。

浅倉会長：資料を見ていますとがん検診の受診者が少なかったですね。受診機会、受診者が増えることは確かにいいことですよね。がんばって増やしてください。

堀江課長：もう一つ追加がありまして、受診機会を増やすということで市民の皆様にご案内を拡充しようということで昨年 10 月 5 日号の市報にカラー刷りのがん検診特集号というリーフレット、いわゆるチラシですねそちらを作成しまして初め

て全戸配布、市報に折込をさせていただいて全戸配布しています。その中に大腸がん検診、乳がん検診の申し込み用のハガキも印刷して、切って投函できるようなものも印刷しましてそちらのハガキを使った申し込みも折り込みをした後増えてますので、もしかしたら年間を通した申込者数というのは増えている可能性が高いかというところで今集計を進めているところです。

浅倉会長：他に何かございますか？事業計画についてはよろしいでしょうか？議題（3）まで終わったので（4）その他になります。何かございますか？事業とかで追加（がありますか？）。

堀江課長：今日お配りをさせていただきます第2次国立市健康増進計画について橋本係長の方から簡単にご説明をさせていただきます。

橋本係長：今日お手元に配布させていただきました第2次国立市健康増進計画です。28年2月策定できまして冊子になったばかりでございます。第1次の健康増進計画は平成16年にできておりまして、名称は「元氣なくにたち健康づくり計画」という名前だったんですが、装いも新たに第2次版ということで作りました。全部で90ページ弱くらいの内容のものなんですけども計画の全体像としましては6ページを開けていただきますと計画の基本理念というところで書いてございます。市の計画ですのでその上位計画であります国立市基本構想というものがここでまた今年度新しくできたんですがそちらのほうでずっと理念に掲げております人間を大切にするという基本理念、こちらのほうを根底におきまして健康増進計画の基本理念としましては市民一人ひとりの自主的な取り組みと地域の支えあいによる健康な街づくりということを掲げております。どうしても健康づくりというのはご本人様の行動にかかってくるところもでございます。また個人的な力だけではなくて周りのバックアップでありますとかみんなが頑張っているから自分もちょっとやってみなきゃというような町全体の雰囲気づくりというような風土と申しますか、健康づくりに関しての意識作りも含めて醸成して行かなければいけないというところで7ページの図式化したものがございますが、そういったことで市民、地域、行政みんなで協力し合って国立市の健康度を高めていこうというような計画でございます。基本的な方向としましては10ページ以降に書いてありますが、Ⅰ．日常生活における健康づくりと予防ということで日々取り組んでいただきたい内容に関して書いてございます。二本目の柱としましては、Ⅱ．生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底ということで、特に国立市では癌と糖尿病というところが健康課題としてあげておりますのでそちらを重点項目というようなことで考えております。3番目、こちらは第1次にはなかったところです。Ⅲ．健康を支え、守るための社会環境の整備 ということでソーシャルキャピタルと言う言葉も今よく言われておりますが、地域のつながりを醸成することとか、或いは生活保護の方も増えてきていると言う社会問題があるわけですが、生活困窮世帯等への支援ということで考えております。そして色々なライフサイクル、色々な方々を対象に健康づくりのほうを進めて参りまして健康格差の解消にも繋げていきたいと考えて

おります。具体的にはどういったことかというのが 39 ページからそれぞれの分野ごとに書いてございまして、通常市の計画ですと行政の取り組みに関して書いてあることが多いんですが健康づくり計画なので行政の主な取り組みと後市民や地域の皆さん事業所等、学校とかそういう団体職場等ができるということでちょっと分けて箇条書きに書いてあります。75 ページからは市の取り組みとしてどういったものが具体的にあるのかということで事業名とかを掲げながら一覧表にしております。第2次健康増進計画をまた時間をかけて読んでいただければと思いますがざっとこういうような形で取り組んでいくというところで2月にできたばかりですので今年度から少しずつ10年間の計画ですので取り組んで行きたいと思っております。5年をめぐり中間評価ということでまた評価をしまして少し改定して行くところもあるかと思いますが今年からこういった新たにスタートして行くところがございます。雑駁ですが以上でございます。

浅倉会長：さっと説明していただきましたが、資料が多くて中々分かりにくいとは思いますが何かご質問或いは提言はございますか？

藤崎部長：先ほどの事業計画もそうだったんですが、健康増進計画のことなんですけど、ボリュームがありますので、何かこの事業どんなもの？ということがありましたらご遠慮なく事務局のほうに御問い合わせいただければその辺の説明をさせていただきますので、今日中々この場でと言うのは難しいと思っておりますので、ぜひご連絡いただければと思います。

浅倉会長：今お話を伺った中では肉体的な健康がメインと聞こえたんですが、いわゆる高齢化社会になって年をとられた方が心のほうで、簡単に言うと認知症の方が増えてきたと。そういう方たちを多分国立市は一生懸命やっていますんで。結構年をとられた方が一人で生活している方が多いですね。そういう人たちをどうやって指導していくか、面倒をみて行くかというのが一つ。もう1点は子供たちが、親が働いている間、学童に行っている間はそこでいいですけど、それ以上に大きくなったお子さんはうちに一人でいる。兄弟で帰ってきてそしておうちにいる。食べるものが結局はスナックだとかスーパーでちょこっとしたものを食べるという食生活のバランスが崩れてきているんじゃないかと。そのへんに対しての心具合はどうですかね。

堀江課長：今二つのご質問をいただきましたが高齢者の方の認知症の方が増えてきて心の問題も抱えてらっしゃる。一人暮らしの高齢者の方ということなんですけど其の関係につきましては中心になっている部署が高齢者支援課の地域包括ケア担当、担当課長もいるんですがそちらが中心に事業を施策を進めているところです。やはり地域包括ケアというところですので、地域でそういった方々を支えて行くということで今取り組みを進めているところです。当然そこには医師会の先生方、歯科医師会の先生方、薬剤師会の先生方それからサービスを提供する事業者の方、それから市民の方等を含めましてケア会議というものも設けております。そういった中でいかにそういう関係機関が連携をとりながらそういった一人暮らしの高齢の方をどう支えていこうか。当然訪問看護の医療の、そう

いったご自宅で生活を支えるところも含めましてその制度を確立すべく今高齢者支援課で進めているところでございます。あともう一つの件、自宅に帰ってご両親が共働きの世帯の小中学生のお子さんのいる世帯というところですが、そこはやはり行政が中々難しいところであるので、ただ小中学生のお子さんというのは特に市立の通っているお子さんであれば学校教育ということになりますので教育委員会とも連携をとりながら、各学校にも、その部分については今健康教育というのがかなり力を入れ始めてきていますので色々食生活、運動習慣、今肥満だけではなくて痩せすぎというような状態も出てきていますので過度なダイエット、特に中学生の女子になってきますとそういったお子さんも増えてきてますので、そこは教育委員とも連携をとりながらお子さんに直接その辺の大切さというところは引き続き啓発を行っているというところも一つございます。状況によっては保健センターの保健師や栄養士が出向いて連携を取りながら講話ではないですが、そういったお話をさせていただいたり。一つ今始まっているのが、先ほど橋本係長からもありましたが、いきいき地域保健師活動事業というのがございまして、庁内の保健師色々な部署に保健師がおりまして、その保健師が連携をして地域に出向いて行ってそういった健康づくりのお話をさせていただいたりというようなことも始めたんですが、昨年は小学校に出向いて行って骨量測定、骨量を計る測定器がありましてそちらを使って、やはり食事の大切さを実感していただく。子供さんにも自分自身の骨の密度はどうなっているんだ？といったところも実際に測定してみて、ああよかった。ちょっと少ないな、っていうような値であれば気をつけなければいけないなど。そういった取り組みも始めているところでございます。

浅倉会長：各家庭に押し付けるのではなくて社会全体で子供さんたちを育てて行く。そういう取り組みも大事なかなと思います。

清水委員：今まさに子育て中で、おっしゃることもまさに分かりますし、周りを見ても段々子供が大きくなるに連れてパートに出るお母さんも多くなってくるので、特に学童保育に入れるまではいかないけど、でも働いている。長期の休みは子供だけと言う時間ができたりするので中々今の時代と子供に対してというのがうまくいかず結局そういう形になってしまうなと感じます。私がすごい感じるのは子供のことは子供のこと、高齢の方は高齢の方のこと、それぞれが色々な取り組みがあると思うんですが、その世代が接する機会というのはやはり高齢の方は子供を連れて行くとすごくかわいがってくださったり私たちも色々なアドバイスをもらったりとか、それぞれのおじいちゃん、おばあちゃんと暮らさない世帯も増えてきているので色々なアドバイスを受ける機会がない。それぞれが交わる機会があれば、例えば地域で最近あの人見ないねとかどうしたかねとか私たち子育て世代がそういう方のことを考える機会もできるでしょうしそういう方々も子供のことを考える形でみてもらえたりとか、少し接する機会があるといいなといつも思っていてやはり接する機会が全然ないけど、私も地域の方で、子ども会には入っているんですが自治会には入らないかたちでいるのでそ

うすると交流の機会がないのでそのへんが一緒についていうのができてくるともう少し具体的にお互い助け合えるのかなとすごく感じています。

浅倉会長：地域にみんなが集まれるスペースを持って、じゃあ今日一人だからそこへ行くとおじいちゃんおばあちゃんがいて、年は離れているけど結構コミュニケーションが取れる場所があるといいですね。

藤崎部長：市のほうでもテーマ型のような形でいくつかそういう場所みたいなもの、たまり場づくりみたいなことをやっていたり、うちのコミュニティの部署でやってみたり、あと、防災の部署でこんなようなことをやってみたりいくつかあるんですけど、従来の国立というのは自治会の組織率は3割程度で非常に低いのでテーマ型というのを色々な部署でいくつか意識をしながらくみ上げていってそれぞれが少し交流できるような形になってくると新しい展開というのがでてくるのかなと今お話伺って考えたところなんですけども。確かに今回の健康増進計画でも地域というのが生活困窮の施策でも生活保護のサポートの施策でもそうなんですけど、結構キーワードになってきていますのでやはりその辺は意識しなければいけないなと感じているところです。

浅倉会長：他に何かございますか？

堀江課長：この運営審議会なんですが開催の回数ですが基本的には年3回を予定させていただきたいと思っております。今年度は任期がちょうど切れまして新しい委員の皆さんとなりましたので4回、今年度につきましては今日を含めまして4回ということで予定をさせて頂きたいと思います。時期につきましては次の第2回というのは8月、第3回が11月、第4回が2月ということで予定をさせて頂きたいと思っております。基本的にはできるだけ皆様のご出席できる日程というのを、次回の日程を決めていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

浅倉会長：8月、11月、2月の3回のうち8月を。

堀江課長：8月を決めていただくと非常に助かりますので。

浅倉会長：次回8月はいつがよろしいかということですが、事務局としては案がありますか？

堀江課長：今回は保健センターが2歳児、3歳児健診で使っておりましてちょっと開催できなかったんですが、基本的には保健センターの2階で開催をさせていただきたいと思います。8月は皆さんも夏休み、お盆休み等ございますので、あと保健センターの健診の都合もありますので可能であれば8月24日水曜日あたりで開催できればと思います。

浅倉会長：いかがでしょうか事務局の方から8月24日の水曜日、時間は13時15分から2時30分でよろしいですか？

堀江課長：今日いらっしゃる先生方委員の方々いらっしゃるのでもそちらの予定を伺わなければいけないんですが。大丈夫そうですか。ご欠席された委員の皆様には確認をさせて頂きたいと思いますので。では8月24日水曜日で、場所は保健センター2階でまたご案内のほうは差し上げますので、ご予約をいただければと

思います。

清水委員：第2次健康増進計画は市民にも配られますか？

堀江課長：冊数がないので皆さんにはお配りできなくて、各施設ではご覧いただけるようにはしているんですが、後は市のホームページでもご覧いただけます。

清水委員：すごく厚いし難しい。

堀江課長：概要版を今、今年度この概要版をチラシのようなものを作る予定です。できるだけ早く作ってそれは冊数を少し多めに、また市役所とか図書館とか公民館そういった施設でお配りするよう予定してございますので、冊子は少し難しいので簡単なものを作る予定ではあります。

浅倉会長：よろしいですか？他に何かございますか？なければ第1回の会議を終わります。それではご苦労様でした。